

第13期第3回福岡県個人情報保護審議会次第

1 日時

平成28年12月15日（木）10:00～

2 場所

県庁行政棟10階特9会議室

3 議事

- (1) 福岡県個人情報保護条例の一部改正について（諮問・答申）
- (2) 個人情報の利用の制限に関する例外について（諮問・答申）

4 その他

〔配付資料〕

(1) 福岡県個人情報保護条例の一部改正について

資料1 諮問

資料2 説明資料（別紙略）

資料3 福岡県個人情報保護条例新旧対照表（検討中のもの）（略）

資料4 答申（案）

(2) 個人情報の利用の制限に関する例外について

資料5 諮問

資料6 説明資料

資料7 答申（案）

資料8 （参考）平成28年5月19日個人情報保護審議会答申

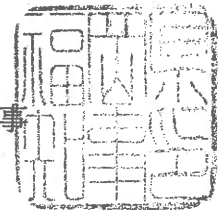
28 広第 1680 号

平成 28 年 12 月 1 日

福岡県個人情報保護審議会

会長 小林 登 様

福岡県知事



福岡県個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

本県におきましては、平成 4 年に福岡県個人情報保護条例を制定し、平成 16 年の全部改正を経て、個人情報の適切な取扱いの確保に努めてまいりました。

こうした中、平成 27 年 9 月 9 日に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正法が、また、平成 28 年 5 月 27 日に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の改正法がそれぞれ公布され、前者は公布の日から 2 年以内に全面施行、後者は公布の日から 1 年 6 月以内に施行されます。

これらを踏まえ、個人情報の定義の明確化のほか、同条例の見直しが必要となっています。

については、同条例の改正内容について貴会の意見を賜りたく、諮問します。

個人情報保護条例の一部改正について

1 「個人情報」の定義について

(1) 現行条例

第2条第1号

個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 法改正の概要

- 改正後の個人情報保護法（以下「個情法」という。）及び行政機関個人情報保護法（以下「行個法」という。）では、「特定の個人を識別することができるもの」との従前の定義のほか、「個人識別符号」が含まれるものも個人情報であると明確に示された。
- 個人識別符号 … 具体的には、政令及び規則で規定される。

※ 以下は個情法の政令及び規則の内容（行個法の政令及び規則は未制定）

■ 身体的特徴等を電子計算機の用に供するために変換した符号

- ・ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- ・ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ・ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ・ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ・ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ・ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ・ 指紋又は掌紋

■ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号
- ・ 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
- ・ 健康保険の被保険者証等の番号、記号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証等の記号、番号及び保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号並びに特別永住者証明の番号 等

- 個人情報の定義の改正は、情報通信技術の進展に伴い増大したグレーゾーン解消のため明確化を図ったものであり、個人情報の範囲自体には変更はない。

(3) 改正案

- 条例上の個人情報の定義を、改正後の個情法及び行個法に倣い、個人識別符号を含めたものに改める。
《理由》
定義上のグレーゾーン解消は、本県においても対応すべき課題である。

2 機微情報に係る規定について

(1) 現行条例

第3条第3項

実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令（条例を含む。以下同じ。）に基づいて収集するとき、及び福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

第11条第1項

犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、個人情報（略）を収集するときは、第3条第3項本文（略）の規定は、適用しない。

※ 現在、44都道府県の条例において、機微情報の原則収集禁止の規定を設けている。

(2) 法改正の概要

個情法及び行個法では、これまで機微情報についての規定を設けていなかったが、今回の改正により「要配慮個人情報」として具体的情報が規定された。

要配慮個人情報

① 人種
② 信条
③ 社会的身分
④ 病歴
⑤ 犯罪の経歴
⑥ 犯罪により害を被った事実
その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

※ ①、②、③及び⑤は、条例の収集禁止情報と一致

《個情法の政令で定める記述等（行個法の政令については未制定）》

⑦ 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があること
⑧ 医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
⑨ 医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
⑩ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
⑪ 本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

- 行個法では、原則収集禁止ではなく、(i) 総務大臣への事前通知、(ii) 要配慮個人情報がある旨の個人情報ファイル簿への記載が必要とされている。

(3) 改正案

個人の権利利益の保護と事務の円滑な遂行のバランスを図る観点から、次のとおりとする。

- 個情法及び行個法で定義された「要配慮個人情報」のうち、現行条例の機微情報に係る規定にはない情報を追加して、原則収集禁止とする。
- 収集禁止の例外事由については現行どおりとし、現在及び将来の事務の円滑な遂行に支障を来さない

ように配慮する。→ **別紙参照**

- 各所属への周知や審議会への諮問等に要する期間を考慮し、改正条例の公布から施行までの間には、準備のための相当の期間を設ける。

《理由》

改正後の条例における機微情報の取扱いは、個情法及び行個法における取扱いよりも厳しいものとなるが、現行条例における機微情報の収集制限を緩和することは適当ではない。

3 事業者に係る規定

(1) 現行条例

- 事業者が取り扱う個人情報の保護について規定（第4章）

第45条（事業者の責務）

- ・ 事業者に対し、事業の実施に伴う個人情報の適正な取扱いの責務を規定

第46条（意識啓発等）

- ・ 知事による事業者に対する意識啓発並びに指導及び助言の実施（第1項）
- ・ 知事による事業者に対する指導方針の作成（第2項）

第47条（苦情相談の処理）

- ・ 知事による県民からの苦情相談の適切な処理の実施

第48条（調査）

- ・ 知事による個人情報の不適正な取扱いが疑われる事業者に対する説明又は資料の提出の要請

第49条（勧告）

- ・ 知事による個人情報の著しい不適正な取扱いが認められる事業者に対する是正勧告

第50条（事実の公表）

- ・ 事業者が第48条の説明若しくは資料の提出の要請を拒んだとき、又は第49条の勧告に従わないときの知事による事案の概要等の公表

(2) 法改正の概要

- 個情法では、個人の権利利益を侵害するおそれが低いとして、5,000人以下の個人情報を取り扱っている事業者を規制の対象外としてきたが、情報通信技術の発展により、少人数の個人情報の取扱いであったとしても、情報漏えい等があった場合には、個人の権利利益の侵害につながりやすくなっていることから、今回の改正により、当該事業者を対象外とする規定が廃止され、全ての事業者に適用されることとなった。
- 個人情報保護委員会が策定した個人情報保護法ガイドラインにおいては、事業者が講じなければならない安全管理措置を実践するための手法の例が示されている。なお、中小規模事業者（従業員の数が100人以下の事業者）に対しては円滑にその義務を履行し得るよう配慮された手法の例が別に示されている。

(3) 改正案

- 事業者が取り扱う個人情報の保護についての規定のうち、第46条2項（指導方針の作成）、第48条（調査）、第49条（勧告）及び第50条（公表）を削除する。

《理由》

今回の改正により、小規模事業者を含む全ての事業者に対し、個情法の規定が適用され、個人情報保護委員会の監督を受けることとなったことから、上記4つの規定は二重規制となり、存置する意義が失われた。（※ 本県において過去、条例に基づく調査、勧告、事実の公表を行った事例はない。）

28 個保審第 3 号
平成 年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登

福岡県個人情報保護条例の一部改正について（答申） （案）

平成 28 年 12 月 1 日 28 広第 1680 号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 個人情報の定義について

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を踏まえ、個人情報の定義を明確化する福岡県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正を行うことについて、適当なものと認めます。

2 機微情報に係る規定について

条例における機微情報の収集の制限を維持しつつ、要配慮個人情報と同様に、収集を制限する個人情報の事項を追加する改正を行うことについて、適当なものと認めます。

なお、実施機関が収集を制限された個人情報を取り扱う場合には、当審議会への諮問が必要となる場合があることから、改正する規定の施行日まで必要の経手を行うための相当の期間を設けるなど、事務の遂行に支障がないよう配慮すること。

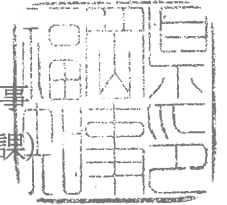
3 事業者に係る規定について

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定のうち、条例第 46 条第 2 項、第 48 条、第 49 条及び第 50 条の規定を削除する改正を行うことについて、適当なものと認めます。

28子育第2042号

平成28年12月2日

福岡県個人情報保護審議会長 殿

福岡県知事
(福祉労働部子育て支援課)

個人情報の利用の制限に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第5条第2項第6号の規定に基づき、下記について貴会の意見を求めます。

記

1 事務の名称

保育士就職支援強化事業に係る福岡県保育士登録情報の利用事務

2 利用する個人情報

県が保有している保育士登録簿に記載された氏名及び住所（住所が政令指定都市・中核市以外の者に限る。）

3 利用する目的

保育士登録簿に記載された氏名及び住所を利用して、県に登録している保育士の現在の就労状況や再就職の意向確認を行い、ニーズに応じた相談会、研修会の案内等を行うことで、潜在保育士等の就業につなげ、不足している保育士の人材の確保を図る。

4 諮問内容

県では、保育士就職支援強化事業として、福岡県保育士就職支援センターを設置（委託先：公益財団法人福岡県保育協会）し、求人情報の提供、相談会・研修会の案内の発出など、潜在保育士等の就職支援の取組を進めているところである。

当該事業をより効果的に実施するため、県が保有している保育士登録簿に記載された氏名及び住所を目的外利用することについて諮問するものである。

なお、利用に当たっては、当該事業の委託先に当該個人情報の安全管理の措置を講じるよう求めた上で、当該個人情報を取り扱わせる予定である。

保育士就職支援強化事業に係る潜在保育士再就職意向調査業務における 個人情報の目的外利用について

1 本件事業・事務の概要について

(1) 背景・目的

慢性的な待機児童問題の解消のため、平成28年4月1日現在の県内の保育所数は、960箇所、前年比12箇所増、定員数は113,956人で前年比4,052人増となるなど、保育サービスの提供増が行われている。

しかし、保育所施設数を単に増やしただけでは、サービスの供給増は図れず、特に待機児童の多い都市部では、保育士不足が深刻化している。

その背景には、保育士資格を有しているが、結婚や出産等により、離職したまま就労していない、いわゆる「潜在保育士」の存在があり、その数は本県では保育士登録者数（H28.3.31現在）60,733人のうち約7割と推定され、これら潜在保育士の就業を促すことが緊急の課題となっている。

そこで、県では、保育士就職支援強化事業として、福岡県保育士就職支援センターを設置（委託先：公益財団法人福岡県保育協会）し、求人情報の提供、相談会・研修会の案内の発出など、潜在保育士等の就職を支援し、保育現場への復帰を促進している。

(2) 本件事業・事務の実施主体

福岡県

(3) 本件事業・事務の内容

ア 概要

県に登録している保育士を対象に調査票を送付し、就労状況や再就職意向の調査を実施する。

当該調査において、現在未就労の保育士のうち再就職に関心が高い者に福岡県保育士就職支援センターの人材バンクに登録してもらい、県が実施する再就職支援セミナー・相談会の案内通知を送付する。

また、セミナー・相談会の参加者の中から希望者（当該研修の案内を送付することを希望した者）を対象に、現場復帰に向けての実践的な研修を行う。

イ 本件事業・事務の流れ

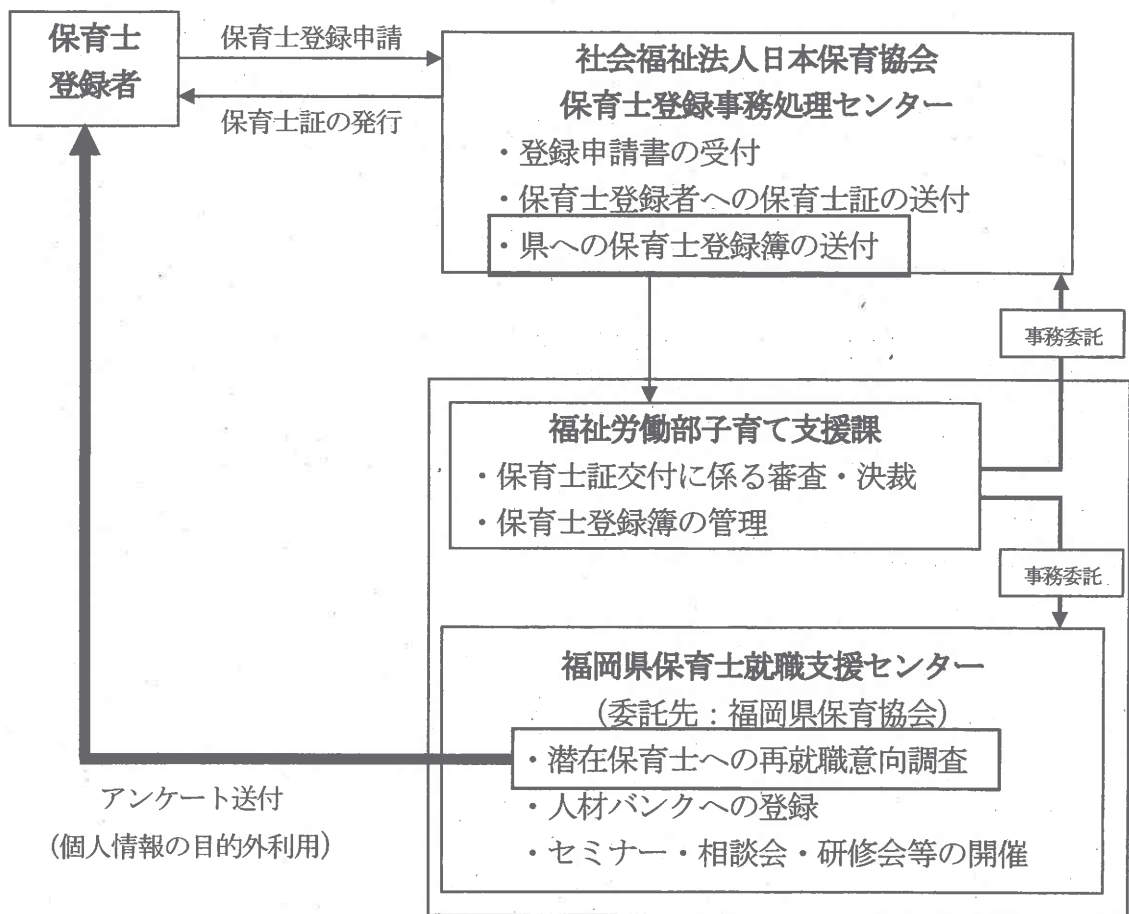
保育士登録業務は、福祉労働部子育て支援課が所管しているが、登録申請受付等の業務は社会福祉法人日本保育協会（保育士登録事務処理センター）に委託している。

同センターにおいては、申請者が県知事宛に提出した登録申請書に記載されている氏名、生年月日、性別、住所等の情報から保育士登録簿を作成し、福祉労働部子育て支援課に送付し、福祉労働部子育て支援課が管理している。

保育士登録簿に記載された情報のうち、氏名及び住所を利用し、福岡県保育士就職支援センターにおいて調査・アンケート等の送付・回収・集計を行い、保育士登録者のアンケートの回答内容に応じ、セミナー・相談会・研修会の実施を通知する。

なお、利用する個人情報は、県が保有している保育士登録簿に記載された保育士のうち、住所が政令指定都市・中核市以外の者に限ることとする。

(政令指定都市・中核市においては、当該各市の保育士・保育所支援センターで県と同様の事業を実施しており、平成28年5月19日28個保審第2号で、県が保有している保育士登録簿に記載された氏名及び住所の当該各市への提供について福岡県個人情報保護審議会から答申を得ている。)



※保育士就職支援センターとは

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うことを目的として設置されるもので、保育士就職支援コーディネーターを配置し、求職者のニーズに合った就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整などの業務を行う。

2 福岡県個人情報保護審議会への諮問について

(1) 諮問内容について

県が保有している保育士登録簿に記載された情報は、保育士登録事務のために本人から収集したものであり、本件事業の実施のために利用することは、収集時の取扱いの目的には含まれていない。よって、福岡県個人情報保護条例第5条第1項の個人情報の利用の制限に抵触する。

しかしながら、本件事業の円滑な実施を図るためには、当該保育士登録簿に記載された情報の利用が必要不可欠であることから、同条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴くものである。

(2) 利用の必要性について

本件事業は、保育士登録者の中から対象者を絞り込み、再就職の意向等についてアンケート調査を実施、その結果に基づき実態に応じた研修会等を実施することで、保育人材の確保を図るものである。

本件事業の円滑な実施を図るためには、当該保育士登録簿に記載された情報を利用することが合理的であり、保育人材の確保は「1(1)背景・目的」で述べたとおり、緊急の課題であって、公益性が高いと考えられる。

28 個保審第 4 号
平成 年 月 日

福 岡 県 知 事 殿
(福祉労働部子育て支援課)

福岡県個人情報保護審議会
会 長 小 林 登

個人情報の利用の制限に関する例外について (答申案)

平成 28 年 12 月 2 日 28 子育第 2042 号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報の利用については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

記

事務の名称	潜在保育士就職支援事業に係る福岡県保育士登録情報の利用事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第 18 条の 18 第 2 項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
利用する個人情報の種類	氏名及び住所
目的外利用の目的	福岡県保育士就職支援センターによる就労状況調査、再就職の意向確認、相談会・研修等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を利用する。
個人情報の取扱い	<p>実施機関が上記個人情報を利用し、就労状況調査等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第 5 条第 2 項第 6 号の規定により、実施機関が保有する保育士登録簿に記載された氏名及び住所を利用している旨説明すること。</p> <p>なお、実施機関は当該事務を公益社団法人福岡県保育協会に委託することとしているが、同協会に対し、個人情報の取扱いに係る監督を徹底すること。</p>

28 個保審第 2 号
平成 28 年 5 月 19 日

福 岡 県 知 事 殿
(福祉労働部子育て支援課)

福岡県個人情報保護審議
会 長 小 林 登



個人情報の提供の制限に関する例外について (答申)

平成 28 年 5 月 13 日 28 子育第 200 号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報の提供については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

記

事務の名称	潜在保育士就職支援事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第 18 条の 18 第 2 項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
提供する個人情報の種類	氏名及び住所
目的外提供の目的	保育士・保育所支援センターによる就労状況調査、再就職の意向確認、相談会・研修等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	北九州市、福岡市、久留米市
個人情報の取扱い	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、就労状況調査等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第 5 条第 2 項第 6 号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。